

## 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入を求める意見書

国民健康保険は、会社員等が加入する被用者保険とともに、公的医療保険制度として、国民皆保険制度を支えてきた。

被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定され、扶養する子どもが増えなくても保険料は変わらない。

一方、国民健康保険は、世帯内の加入者数に応じて均等割保険料が賦課されるため、子どもの人数に応じて保険料の負担が増加することになり、子育て世帯にとって大きな負担となっている。

こうした状況を受け、全国知事会では、令和2年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（令和元年7月24日）において、医療保険制度間の公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入について、国の責任と負担による見直しの結論を速やかに出すとともに、今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じることを求めている。

子どもの均等割保険料の軽減は子育て世帯の経済的な負担の軽減とともに、医療保険制度間の公平に資することから、国において、国民健康保険料の算定における子どもに係る均等割保険料の軽減措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

帯広市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣  
あて